

著作権規定に関する補足説明

1 用語の解説

私的使用の目的（著作権法 第30条）：

(私的使用のための複製)

第30条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

1. 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
2. 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合

2. 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

著作権の譲渡： 著作者が本会へ著作権を譲渡することにより、他者からの著作権利用許諾申請への対応ができ、また、本会に著作権が帰属することにより、会員の発表論文の情報等を会員相互に利用しやすくなります。

編集著作物： 例えば雑誌、百科事典等、個別の論文や記事の配列や選択について創作性があるものを指します。本会における代表的な編集著作物の例が著作権規定附則3項に示されています。

個別の著作物： 例えば会議録の中の一論文等を

指します。

複製： 「複製とは印刷、写真、複写、録音その他の方法により有形的に再現することである。多少の修正・増減を加えて再製する場合であっても、著作物としての同一性の範囲内であると認識されるものも含まれる。」（著作権法第2条第1項第15号）

※「転載」という用語は著作権法上では存在しません。意味としては引用または複製にあたります。

引用： 「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」（著作権法第32条）

必要な要件を備えた場合であれば、著作権者の許諾を必要としないものです。

公衆送信： 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線通信の送信を行うことを指します。（放送、FAX、インターネット、イントラネット等による不特定または多数への送信など。）

2 著作物利用に関する申請基準

ナノテストシンポジウム会議録等に掲載された論文を著作者自身、著作者の所属機関が利用する場合の申請基準を本節で示します。(1) 発行後における利用であること、(2) 非営利目的による利用であること、(3) 本会の利益を不当に侵害しない範囲における利用であることを前提としています。営利目的の場合は、本会賛助会員である企業・団体がその社員の新品紹介原稿を利用する場合を除き、すべて利用申請が必要です。営利目的の場合の諾否については企画運営委員会において審議します。発行前の利用は、原則として不許可です。

著作権法（第30条（私的使用のための複製）、32条（引用）、35条（教育機関における複製）など）で認められている利用の範囲であれば、利用申請は不要です。

個々のケースで判断に迷うときは、事前に、別に定める著作権利用許諾申請書に従って、本会

へ利用許諾申請して下さい。

2.1 著作者が申請する場合

2.1.1 自分の論文全文を利用する場合

自分個人のサーバ^(注1)：学会への申請が必要。

下記 A～E を条件に、原則許諾する。

所属機関のサーバ：学会への申請が必要。下記 A～F を条件に、原則許諾する。

紙版^(注2)：下記 A, C を条件に、学会への申請は不要。

2.1.2 図面など、自分の論文の一部を利用する場合

自分個人のサーバ^(注1)：下記 A, C を条件に、学会への申請は不要。

所属機関のサーバ：下記 A, C を条件に、学会への申請は不要。

紙版^(注3)：下記 A, C を条件に、学会への申請は不要。

2.2 著作者の所属機関が申請する場合

本会賛助会員である企業・団体が、その社員の新製品紹介原稿を利用する場合は、学会への申請は不要。それ以外の場合は、以下の通り。

2.2.1 著作者の論文全文を利用する場合

所属機関のサーバ：学会への申請が必要。下記 A～F を条件に、原則許諾する。

紙版^(注3)：学会への申請が必要。下記 A, C を条件に、原則許諾する。

2.2.2 図面など、著作者の論文の一部を利用する場合

所属機関のサーバ：学会への申請が必要。下記 A, C を条件に、原則許諾する。

紙版^(注3)：学会への申請が必要。下記 A, C を条件に、原則許諾する。

条件 A：権利表示（例：Copyright © ナノテスティング学会 2023）

条件 B：学会版 PDE または会議録をスキャンしたファイルを使用。著者最終版ファイルは不可。

条件 C：出所の明示（例：著者名、題目、会議録名、頁、年など）

条件 D：許諾番号の表示

条件 F：本会 Web へのリンクの表示

条件 F：発行日から 6ヶ月経過後であること

注 1：自分個人のサーバ：著作者がアップロードや削除を他人の同意なしに行えるサーバ。大学研究室や企業研究室のサーバは、所属機関のサーバと見なす。

注 2：2.1.1 節の紙版：コピー機による複写利用。他学会の雑誌に掲載するといった場合は要申請。

注 3：2.1.2～2.2.2 節の紙版：コピー機による複写利用、及び、他誌への掲載も含む。

3 二次的利用（翻訳等）に関する契約上の留意事項

本会が著作権を有する著作物で、翻訳等の二次的利用の契約については、原則として以下の方針で対処しています。

1. 非独占的な権利の許諾とします。
 - 翻訳出版社が翻訳出版した論文であっても、本会が自由に翻訳・出版ができる権利を留保します。
 - 翻訳出版社が一定期間内に翻訳出版の対象として選定しなかった論文は、原則として当該翻訳出版社は翻訳出版の権利を失うものとします。
2. 許諾利用料、権利の責任範囲、契約有効期間は必ず明記します。
3. 海外との契約の場合、契約書は英語版と日本語版を作成し、相互に調印することが本来的には望ましい。
4. 本会著作物の電子化利用（DVD、CD-ROM、Web 等）についての契約は、その利用方法、範囲等を明確にするよう努力します。